

## 第三者からの情報取得手続申立書（ワンストップ・先取特権用）

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申立人 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

当事者	別紙目録記載のとおり
担保権	別紙目録記載のとおり
被担保債権	別紙目録記載のとおり
請求債権	別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の債権を有しているが、債務者がその支払をせず、下記の要件に該当するので、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の一般先取特権に基づき、第三者に対し債務者の給与債権に係る情報（民事執行法206条2項、同条1項）の提供を命じるよう求める。

また、民事執行法193条2項、167条の17第1項2号により申立てをしたものとみなされた差押命令において、差し押さえるべき債権は別紙差押債権目録記載のとおりである（なお、同目録中「第三債務者」とあるのは、民事執行法206条1項各号に規定する債権に関し、債務者に支払をする者をいう。）。

（以下に該当する場合は、□に✓又は■を記入してください。）

- この差押命令の申立事件において、民事執行法193条2項、147条1項に基づく第三債務者に対する陳述催告の申立てをする。

### 記

- 民事執行法197条2項の要件（該当する□に✓又は■を記入してください。）
  - 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
  - 知れている財産に対する担保権の実行を実施しても、当該先取特権の被担保債権の完全な弁済を得られない（2号）。
- 民事執行法205条2項の要件
  - 財産開示事件の事件番号  
地方裁判所 令和 年（財チ）第 号
  - 財産開示期日 令和 年 月 日

(添付書類) (該当する□に✓又は■を記入してください。)

- 債務者の住民票 通
- 第三者の資格証明書 通
- 通

(証拠書類) (該当する□に✓又は■を記入してください。)

1 一般先取特権を有することの立証資料

- 甲第 号証
- 甲第 号証
- 甲第 号証
- 甲第 号証

2 民事執行法197条2項1号の主張をする場合

(同号の証明資料)

- 配当表写し 甲第 号証
- 弁済金交付計算書写し 甲第 号証
- 不動産競売開始決定写し 甲第 号証
- 債権差押命令写し 甲第 号証
- 配当期日呼出状写し 甲第 号証
- 甲第 号証

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書 甲第 号証
- 財産開示期日調書写し 甲第 号証
- 財産開示手続実施決定写し 甲第 号証
- 甲第 号証

3 民事執行法197条2項2号の主張をする場合

(同号の疎明資料)

- 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証
- 甲第 号証

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産調査結果報告書添付資料のとおり 甲第 号証
- 財産開示期日が実施されたことの証明書 甲第 号証
- 財産開示期日調書写し 甲第 号証
- 財産開示手続実施決定写し 甲第 号証
- 甲第 号証